

第六十五回国会 農林水産委員会 議 録 第十一号

昭和四十六年三月十六日(火曜日)

午前十一時四十四分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 斎藤 実君

理事 鹿野 彦吉君

理事 小山 長規君

理事 高見 三郎君

理事 松野 幸榮君

理事 森田重次郎君

理事 渡辺 肇君

理事 田中 恒利君

理事 長谷部七郎君

理事 美濃 政市君

理事 小宮 武喜君

出席政府委員

農林政務次官 渡辺美智雄君

林野庁長官 松本 守雄君

委員外の出席者

農林水産委員会 調査室長 松任谷雄太郎君

委員の異動

三月十二日

辞任

小宮 武喜君

同日

辞任

鈴木 一君

補欠選任

鈴木 一君

補欠選任

小宮 武喜君

三月十五日

BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請

第一類第八号

農林水産委員会議録第十一号

昭和四十六年三月十六日

願(堂森芳夫君紹介)(第二五六六号)
同(八木昇君紹介)(第二五六七号)
同(井出一太郎君紹介)(第二五六八号)
米価の物価統制令適用廃止反対に関する請願
(谷口善太郎君紹介)(第二五七一号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外六名提出、第六十三回国会衆法第三四号)
国有林野の活用に関する法律案(内閣提出、第六十三回国会法第八〇号)

○草野委員長 これより会議を開きます。

芳賀貢君外六名提出、国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案及び内閣提出、国有林野の活用に関する法律案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。

熊谷義雄君。国有林野の活用に関する法律案について若干の質問をいたしたいと思います。

この法案は五十五回国会、四十二年の六月でございまして、初めて衆議院に提案されて、それ以来五十五国会においては審議終了となりましたが、さらに五十八国会に提案され、五十九回、六十回継続審議の上、六十一国会、四十四年でございまして、実質的な審議に入りまして、現地の調査をやり、あるいは参考人の意見を聴取する等慎重な審議が行なわれて、社会党、民社党、公明党など野党よりも詳細な質問が行なわれたわけでありまして、そうしたような慎重審議の上、法案に対して一部修正を行ない、さらに附帯決議を付して

本院を通過し、参議院に送り込んだわけでございますが、参議院におきましては他の法案の審議の間係で混雑が起ったため、ついに審議終了になった経過をもつものであります。提案以来すでに五年にも達するわけであり、さらに審議の過程で明らかにされましたように、本案の提案に至るまでの国民的な世論とでもいうようなものは非常に強かったわけでございます。その国有林野の発生、形成に關しての歴史的な背景については、同僚議員の森田、瀬戸山両委員からもこれを明らかにしておるようなことでございます。その後、さらにあつていろいろお伺いしようと思ひますが、総合農政の問題、いわゆる米の減反、転作を含めて大きな農政の問題に直面しておるわけでございます。これは、この国有林野の活用に関する必要性、これは非常に大きいものがあるわけでございます。それにつきまして冒頭ひとつ政務次官にお伺いしたいと思ひますが、こうしたような経過とその後起きている農政を中心とした国有林野の活用に関する国民的な要望、要求、こうしたものは非常に強いものがあるわけでございます。私は一日も早くこの法案の成立をはかつて、そしてこの法案の積極的な実施運営を行なうことが農政の進展上きわめて必要なことである、かように信ずるものであります。農林省当局としてのお考え、御方針をまず伺いたいと思ひます。

○渡辺政府委員 そのとおりだと思います。

○熊谷委員 次に総合農政に關連してお伺いしたいと思ひますが、総合農政を今後強く進めていかねばならないということに対しての要因はいろいろあるわけでございますが、とにかく米のみならず農産物の需給のバランスを各種目についてとつてなるべく国外よりの輸入を見ないで運営していくというよりは必要である

と思ひます。そうしたような意味合からしまして、畜産であるといわず、あるいは果樹、野菜その他の各農産物の分野におきまして需給のバランスをとりつつ、さらに国際価格との調和をはかつていく、こうしたようなことのために、いろいろの施策を重ねなければならぬわけでございます。何と云つてもその基本になるものは農業規模の拡大であり、生産性を上げて農家所得を増大していく、こうしたようなことを持っていかなければならぬ、こうしたようなことを考えるわけでございます。例を私の出身県の青森県にとつてみましても、国有林野の占める率は全県林野の七〇%にも達するといふような国有林野でございます。そして、今後の農政の方向としましては、何と云つても米を抑えられた現状におきましては、畜産に重点を置いてこの経営規模を拡大していかなければならぬ、そうした情勢にあるわけでございます。

本委員会において、審査の過程で現地調査をやつた場合に、青森県にも参りました。その場合に六ヶ所村という地域に参りまして、酪農団地に参りまして、組合長からいろいろ事情を聞いた。そうした場合に、何が一番望ましいことであるかというようにことに對して、酪農組合長の言いますことには、現在個々の酪農団地においては、一戸当たり乳牛を十頭あるいは十一頭程度を持つて、粗収入百万円程度をあげている。これではどうも安心した経営ができません。こうしたようなことで、せめて現在の乳牛の十頭を倍の二十頭あるいは二十二、三頭にまでふやしたい。そして粗収入二百万をこえる程度の農業経営をやつていけば前途に対してそう不安を感じることなしに持つていけると思つてゐる。そうしたようなことから、国有林野の利用について当局に要望しているけれどもなかなか応じてくれない。三、四年の交

渉の経過を経て、ようやく十数戸の酪農家に対して分譲払い下げを認められた数量はわずかに三ヘクタール、四ヘクタールに満たない程度のものである。これではとうてい経営規模を拡大して農家の安定をというわれわれの願望に沿うにははるかに距離がある。しかも、周辺は国有林野で一ぱいだ。そして、そうそう林野の運営に効率的な運営をされている地域でもない。にもかかわらず、そうしたような状況下に置かれている。何とかしてこれを、われわれの要望がそう困難性を持たずに実現に合せて実現ができるようにしてもらいたいものだと切々と訴えておったわけでございます。

これはただ単に六ヶ所村だけの問題ではなく、青森県の各地域において同じ現象がある。また、東北のごとく国有林野の多い地域におきましては、現在もその当時の状況である。そしてさらに、いま総合農政の強い撤回を求められているこの段階におきましては、そのような要請の地域が非常に多いことと思うわけでございます。私は、この法案を一日も早く成立させて、そうして国有林野の活用面にそうしたような意識を持たせるといことが絶対に必要だ、こういふふうに考えておるわけでございますが、これに対しての政務次官の御見解をひとつお伺いしたいと思っております。

○渡辺政府委員 一口で言えば、御説のとおりであります。

御承知のとおり、総合農政の展開というよりなこと、たとえば畜産の振興と申ししても、必ずしもみんな土地を持っているわけじゃございませんから、国有林野で適当なところがあれば、手続等においてもそれを利用しやすくするというような措置を講じてやるのが当然であります。したがって、そういうようなことを十分考え、今回も国有林野の活用法を出したのでございますから、政府としては、皆さんの御理解をいただいて、一日も早く成立をせしめたいという念願であります。

○熊谷委員 そこで、参考までに林野庁の長官に

お伺いしたいわけですが、この法案が提案された四十二年の当時と現在の国有林野の面積は、比較してどのようなことになっているか、その面積と比率をひとつお伺いしたい。

○松本(守)政府委員 昭和四十一年の面積がございませうが、四十二年の面積で申し上げます。七百五十七万ヘクタールでございます。それが四十五年の四月一日現在では七百六十万ヘクタールでございます。

○熊谷委員 いまお伺いすると、国有林野の面積はふえている、こうしたようなことになるわけでございます。われわれが考えているそれは、国有林野を従来の諸法令からしても、農業構造改善等に対してはこれを大幅に転換利用していくというような道も開けてあるわけでございます。ところが、逆に面積がふえている、こうしたような現象であるわけでございます。ところが、日本経済の高度成長に関連して、いろいろな現象を起しているわけでございますが、最近における集中豪雨等の災害の発生は非常に大きくなってきている。そうしたようなことからしまして、林野行政の面で災害防止、災害対策の面が非常に大きく考えられておるわけでございます。したがって、国有林野に含まれている保安林はもとより、民有保安林もこれを大幅に保安林としての実効が上がるように、整備していかなければならないと思っております。

けでございます。民有保安林の整備、個人の力で公的な面に対しての協力を求める、そうしたようなことは事実もって容易でないわけでございます。やはりこのような公的な性格を持つ国有保安林の運営について、民有保安林はこれを国が取得して、これを保安林として実効の上がるように整備を進めていかなければならない、こう思うわけでございます。そうしたような意味合いにおきまして、この法律案の審議において修正されて、その修正が取り入れられて提案されているわけでございますが、いわゆる国有林野の売り払いによるところの収入をそうした民有保安林の大幅な取得財源とするというようなことはまことに当を得た措置である。私は大いに賛成するものでございませうが、そうしたような方向に対しての農林省としての考え方をひとつ伺いたいと思っております。

○渡辺政府委員 御承知のとおり、水源涵養とかその他の保安林があるわけでありませうが、そういうようなものは民間とあるいは国有と、ことに民間のものについては伐採等についていろいろな制約が加えられておりますから、それを保持し、あるいは伐採後積極的に造林をしていくということについては、相当な助成を行なっていくかなければならぬと思っております。したがって、それに対する造林補助等をいたしておるわけでありませうが、それでも思わしくないというようなものについては、これは当然必要欠くべからざる、存置をしなければならぬ山でありますから、国がこれを買ひ上げていくという方向であります。

○熊谷委員 最近、年ごとに外材輸入がふえている、その林政との関連、あるいはこれまで自分の出身県のことを引例して恐縮でございますが、軒並み国有林というような状態がいまなお残っております。この地域においての民政安定の方向を考えますときに、非常に国有林野との関係が深いわけでございます。これらの問題について詳細にひとつお伺いしたいと思っておりますけれども、時間も過ぎましたので、さらに今後あらためてお伺いをいたすことになりました。きょうはこの程度にとどめたいと思っております。(拍手)

○草野委員長 この際休憩いたします。

午後零時四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

○熊谷委員 午後零時四分休憩

○草野委員長 この際休憩いたします。

午後零時四分休憩

○熊谷委員 午後零時四分休憩

○草野委員長 この際休憩いたします。

午後零時四分休憩

○熊谷委員 午後零時四分休憩